審議会等の会議の公開に関する指針の運用方針

１　指針の目的

　この指針は、審議会等の自主性と自立性を尊重しつつ会議の公開に関する統一的な運営を進めるための基本方針を示すものである。

２　対象とする審議会等

　対象とする審議会等は、具体的には次の要件を満たし設置された機関である。

(1) 県の事務について審議、審査、調査等を行うため、知事の下に設置されていること。

(2) 設置の根拠が、法令、条例、規則又は要綱等にあること。

(3) 県民、学識経験者等で構成されていること。

　したがって、県の職員のみ、あるいは県の職員と国又は他の地方公共団体の関係職員の　みによって構成された検討会、協議会等の会議は、この指針の対象としない。

３　会議の公開基準

　この基準は、審議会等の会議は原則として公開するものであるが、一定の要件の下に非公開とすることができることを定めたものである。その要件は、次のとおりである。

(1) 指針３の(1)は、高知県情報公開条例（以下「条例」という。）第６条第１項の各号に定める「非開示情報」に該当する事項を審議する会議については、条例との整合性を考慮して公開しないことができるとした。

(2) 前項の「非開示情報」に該当する事項を審議する会議にあっても、それらの情報を伏　せて審議を行っても会議の目的を達成できる場合には、可能な限り会議の公開に努める　こと。これは、例えば、審議に付す事項のなかに個人に関する情報があっても、特定の個人が識別できないように個人名を伏せるなど、会議資料等に工夫を加えることによって、個人の権利侵害を防止し審議を進めることが可能である場合などがあてはまる。

(3) 指針３の(2)は、会議の運営の観点から、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合に、公開しないことができるとしたものである。この基準が適用されるのは、具体的には、開催阻止や審議への介入など物理的な障害が現実のものとして存在するか、又はそのような危険が予測される場合に限られるものであり、安易な適用は避けるべきである。

４　会議の公開・非公開の決定

(1) 指針４は、審議会等の独立性を尊重するという考えから、審議会等が公開基準に基づ　き自主的に決定するとしたものである。この際、審議会等の担当課は、審議会等に対し、　上記３の要件を十分説明すること。

(2) 決定の方法は、次のように区分する。

　ア　公開をする場合　「公開」

　　　なお、原則として公開するが、審議等の内容によっては「３　公開基準」のただし　　　書に該当することがあり得る場合は「公開」に含めること。

　イ　非公開とする場合　「非公開」

　　　非公開と決定する場合は、その判断の公正さを担保するため、非公開の理由を明ら　　　かにすること。

(3) 会議の公開又は非公開を決定した後、新たに審議する事項が追加される等の理由によ　り、当初の決定を変更しなければならない事情が生じた場合、審議会等は、その都度、上記(2)に準じて公開又は非公開を決定することになる。

(4) 前２項の審議会等の公開・非公開の決定、変更等を行った場合は、各審議会等の所管　課は、インターネットの高知県ホームページ（以下「県ホームページ」という。）に掲載すること。

５　公開の方法等

(1) 公開の方法は、傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うが、傍聴　席数や傍聴者への会議資料等の提供については、当該審議会等で自主的に判断すること。　　また、傍聴を認めるときは、傍聴要領を定めるなど会議中における会場の秩序維持に努めなければならない。

　　なお、傍聴者は、県民に限定するものではない。

(2) 報道機関は審議状況を県民に明らかにする上で重要な役割を果たすものであることか　ら、その取材活動に配慮すること。

(3) 公開した会議の会議資料及び会議録の写しの交付は、条例に基づく開示請求の手続に　よる。

(4) 会議を非公開とした場合であっても、それをもって当然に当該会議に係る会議内容が　非開示となるものではないこと。このため、当該会議に係る事項に含まれる情報が、条例第6条に規定する非開示情報を除き、当該会議の会議要旨を公開しなければならない。

６　会議開催の周知

　指針６は、審議会等の会議の公開を事前に県民に知らせるための必要事項（以下「会議開催のお知らせ」という。）及び方法を定めたものであるが、具体的には次の方法によること。ただし、緊急に会議を開催する必要がある場合は、この限りではない。

(1) 審議会等は、当該会議の開催日の２週間前までに「会議開催のお知らせ」を県ホーム　ページに掲載するとともに、イントラネットの「各種システム」中の「県政記者室配付資料登録」で登録を行い、報道機関に提供することとする。

(2) 文書情報課は、前１項の「会議開催のお知らせ」を別表の出先機関（以下「文書情報　課等」という。）に通知し、本庁舎の県民室に「会議開催のお知らせ」を掲示する。

　　また、通知を受けた出先機関は、各庁舎に「会議開催のお知らせ」を掲示し、又はそ　のファイルを備え置く。

(3) 前２項の規定にかかわらず、特定の地域で、その地域に係る事項について審議する審　議会等の場合は、当該審議事項を所管する出先機関に限り「会議開催のお知らせ」を掲示し、又はそのファイルを備え置くことができる。

(4)上記のほか、さんＳＵＮ高知等の広報媒体をできるだけ活用すること。

別表

|  |
| --- |
| 出先機関名 |
| 安芸福祉保健所 |
| 中央東福祉保健所 |
| 中央西福祉保健所 |
| 須崎農業振興センター |
| 幡多福祉保健所 |